

2021年(令和3年)12月1日(水曜日)

子を連れ去り容疑 日本人母に逮捕状

仏当局

パリの裁判所は、東京在住のフランス人男性(三七)と日本人の妻の結婚生活破綻後、妻が子どもたちを連れ去って男性に会わせないのは略取容疑などに当たるとして、妻の逮捕状を出した。

関係者が明らかにした。日本人の片方の親が子を連れ去り、欧州連合(EU)市民の親に会わせないケースの多発は日欧間の主要外交問題だが、逮捕状発付は異例。事件は男性が二〇一九年に告訴。連れ去られた長男(六)と長女(四)は日仏両国籍を持つためフランス当局に捜査権限があるという。男性は警視庁にも立件するよう求めたが、妻が子を連れて別居するのは普通のことだととして退けられた。

告訴関係文書などによると、妻が子どもを連れ去ったのは一八年八月。以降、男性は子どもに会つため手を尽くしたが、拒まれたま

まとなっている。

フランス当局は日本に捜査協力を求める可能性があるが、日本側が応じるかは不透明。両国間に容疑者を引き渡す協定はない。フランスのマクロン大統領は七月、菅義偉首相(当時)と子連れ去り問題を協議。EU欧州議会は二〇年七月、日本人の親が別れた相手と面会させないことを禁じる措置を講じるよう日本に要請する決議を採択した。

超党派の国会議員でつくる共同養育支援議員連盟会長の柴山昌彦(元文部科学相)は十一月二十六日、フロア駐日EU大使と面会した際、欧州議会決議を「大変不名誉」と述べ、問題解決を急ぎたい考えを示した。大使は、日本は「子どもの権利条約」締約国だと指摘し、子どもが両親と交流することは「非常に重要な権利だ」と訴えた。(共同)